

浜田市美又温泉美肌観光拠点施設条例施行規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 16 号

## 浜田市美又温泉美肌観光拠点施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市美又温泉美肌観光拠点施設条例（令和7年浜田市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(にぎわい創出エリアの貸付け)

第2条 条例第2条第3号に規定するにぎわい創出エリアは、商業施設等を整備し、かつ、適切に運営することができると市長が認める法人又は個人に貸し付けることができるものとする。

2 前項の規定による貸付けは、借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第3項の規定により、事業用定期借地権を設定する借地契約を公正証書によって締結しなければならない。

(利用許可の申請)

第3条 条例第7条第1項又は条例第9条の規定により浜田市美又温泉美肌観光拠点施設（以下「拠点施設」という。）の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利用の許可又は特別の設備等の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浜田市美又温泉美肌観光拠点施設利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用開始の日の属する月の6月前の月の1日から受け付ける。ただし、市が主催し、又は共催して利用する場合その他指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(利用許可等)

第4条 指定管理者は、前条第1項の申請があったときは、許可の可否を決定し、許可したときは、浜田市美又温泉美肌観光拠点施設利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

(個人利用)

第5条 施設等を個人で利用しようとする者（以下「個人利用者」という。）は、前2条の規定にかかわらず、利用料金を納付することにより許可を受けたものとみなす。

(利用許可の変更)

第6条 利用者は、許可された事項を変更しようとするときは、利用許可書を添えて、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により変更の許可をしたときは、当該利用許

可書に変更に係る事項を記載して返付するものとする。

(利用の取消し)

第7条 利用者は、利用開始前に施設等の利用の取消しをしようとするときは、指定管理者の承認を得なければならない。

(利用料金の減免)

第8条 条例第13条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができるとき、及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に存する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校の幼児、児童、生徒若しくは学生又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条の児童福祉施設に入所している児童及びこれらを引率する教職員等が、当該学校又は児童福祉施設において行う活動として施設等を利用するとき 利用料金の2分の1の額
- (2) 市が主催し、又は共催して利用するとき 利用料金の全額
- (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき その都度市長が定める額

2 前項の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、浜田市美又温泉美肌観光拠点施設利用料金減免申請書（様式第3号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、個人利用者については、この限りでない。

(利用料金の還付)

第9条 条例第14条ただし書の規定により既に納付した利用料金（以下「既納利用料金」という。）を還付することができるとき、及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害又は利用者の責めに帰さない理由により、施設等を利用できなくなったとき 当該既納利用料金の全額
- (2) 利用者が、利用開始のときまでに利用の取消しについて指定管理者の承認を得たとき 当該既納利用料金の全額
- (3) 利用者が、利用の許可の変更について指定管理者の許可を受けた場合において、変更後の利用の許可に係る利用料金の額に対し、既納利用料金に過納金が生じたとき 当該過納金の額

(損傷等の届出)

第10条 条例第16条に規定する届出は、浜田市美又温泉美肌観光拠点施設損傷紛失等届（様式第4号）によるものとする。

(係員の立入り)

第 11 条 拠点施設の係員は、施設等の管理上必要があるときは、利用を許可した場所に立ち入り、利用者及びその関係者に必要な指示をすることができる。

(利用に係る事故の責任)

第 12 条 施設等の利用に係る事故については、利用者がその責めを負うものとする。

(その他)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(浜田市美又温泉国民保養センター条例施行規則の廃止)

2 浜田市美又温泉国民保養センター条例施行規則（平成 17 年浜田市規則第 229 号）は、廃止する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

受付番号		受付日	年 月 日
			年 月 日
<p>浜田市美又温泉美肌観光拠点施設利用許可申請書</p> <p>指定管理者                      様</p> <p style="text-align: right;">申請者</p> <p style="text-align: right;">住所又は所在地</p> <p style="text-align: right;">氏名又は団体名及び代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>次のとおり利用したいので、申請します。</p>			
利 用 日 時			
利用の目的、行事の 名称及び内容			
利用する施設等			
入 場 予 定 人 員			
利用責任者（申請者 と同じ場合は、記入 の必要はありません。）	住所 役職・氏名 電話番号		
特別の設備等の設 置の有無	<input type="checkbox"/> 有（別途図面を添付してください。） <input type="checkbox"/> 無		
備 考			

様式第 2 号（第 4 条関係）

年 月 日	
浜田市美又温泉美肌観光拠点施設利用許可書	
様	
指定管理者 <span style="float: right;">印</span>	
次のとおり、利用を許可します。	
利 用 日 時	
利用の目的、行事 の名称及び内容	
利用する施設等	
入 場 予 定 人 員	
利 用 責 任 者	住所 役職・氏名 電話番号
特別の設備等の設 置の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備 考	

浜田市美又温泉美肌観光拠点施設利用料金減免申請書

指定管理者 様

住所又は所在地

氏名又は団体名及び代表者氏名

電話番号

次のとおり利用料金の減免を受けたいので、申請します。

許 可 年 月 日			
利用する施設等			
利用の目的、行事 の名称及び内容			
利 用 期 間			
減免を申請する理 由			
※利用料金の額	正規の利用料金	減 免 率	減免後の利用料金

（注） ※印欄は記入しないでください。

様式第 4 号（第 10 条関係）

年 月 日

浜田市美又温泉美肌観光拠点施設損傷紛失等届

指定管理者 様

住所又は所在地

氏名又は団体名及び代表者氏名

電話番号

下記のとおり、浜田市美又温泉美肌観光拠点施設の施設等を損傷、紛失等  
しましたので、届け出ます。

記

- 1 損傷紛失等の日時
- 2 損傷紛失等の名称及び数量
- 3 損傷紛失等の状況
- 4 その他